

都庁インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

平成13年6月11日
総務局人事部長決定
平成15年7月15日一部改正
平成21年5月1日一部改正
令和2年10月30日一部改正

（要綱の目的）

第1 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が行うインターンシップ（学生実習生受入れ）制度に関して基本的な事項について定める。

（インターンシップの目的）

第2 都は、学生に対する東京都庁（以下「都庁」という。）における就業体験の機会を与えることにより、職業意識の向上や学生が都政に対する理解を深めることを目的として都庁インターンシップ制度を実施する。

（学生実習生の受入れ手続等）

- 第3 学生は、都庁において実習を希望するときは、東京都総務局人事部長（以下「人事部長」という。）に対して、電子申請により実習の申込みを行うものとする。
- 2 人事部長は、学生から実習の申込みがあったときは、都の行う業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、学生に通知する。
- 3 前項の規定に基づく決定を行う際は、人事部長は、実習の受入れ先となる各局人事担当部長に協議するものとする。
- 4 都は学生を受け入れる場合は、事前に、教育機関と別紙様式1により協定を締結する。

（報酬等）

第4 都は、実習の受入れを決定した学生（以下「学生実習生」という。）に対して賃金、報酬及び手当等その他の一切の金品を支給しない。ただし、都が必要と認める出張に係る旅費の実費弁償についてはこの限りではない。

（実習の証明）

第5 都は、教育機関が、学生実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

（学生実習生の服務）

- 第6 学生実習生は、教育機関の学生としての身分を保有する。
- 2 学生実習生は、東京都職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 学生実習生は、都の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 学生実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。
- 5 学生実習生は、要綱の規定を遵守するため、都に対して、別記様式2により誓約書を事前に提出しなければならない。
- 6 都は、学生実習生が前4項の規定に反する行為を行ったときは、学生実習生の実習を中止することができる。この場合、都は教育機関にその旨通知するものとする。

（実習中における事故責任等）

- 第7 教育機関及び学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 学生実習生が、故意又は過失により第6の3又は4の規定に反する行為を行ったときは、教育機関及び学生実習生は、これにより都及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

（その他別に定める事項）

第8 この要綱に定めるもののほか、都庁インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附則 この要綱は決定の日より施行する。